

第9章. 投資章

1. 投資章の概要

投資財産の設立段階及び設立後の内国民待遇及び最惠国待遇、投資財産に対する公正衡平待遇並びに十分な保護及び保障、特定措置の履行要求（現地調達、技術移転等）の原則禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止等を規定。

また、投資家と国との間の紛争解決（ＩＳＤＳ）手続も規定。

日本がこれまで締結してきた投資協定及び投資章を含むＥＰＡにも、本章に類似する規定は見られるが、本章は、以下の点で意義を有する。

（1）米国、カナダ及びニュージーランドとの間では、未だ投資関連協定が締結されていないため、これらの国における我が国の投資家の保護のための国際法上の枠組みは、ＴＰＰ協定の投資章によって初めて提供される。

（2）既存の投資関連協定の中には、特定の事項について投資家の保護が定められていないものもある（例：日豪ＥＰＡにはＩＳＤＳ条項が含まれていない。）が、ＴＰＰ協定の投資章はその規律範囲が包括的であるため、こうした既存の協定を補完する機能を果たす。

（3）また、新たな特定措置の履行要求を禁止する等、これまでの投資関連協定に含まれていなかった規定が含まれている。

2. 主要条文の概要

●第A節

○内国民待遇（第9. 4条）

各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家及び本章の対象となる投資財産（以下「対象投資財産」という。）に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨を規定。なお、待遇が、同様の状況において与えられるものがあるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する旨を注釈に規定。

○最惠国待遇（第9. 5条）

各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国又は非締約国の投資家及

びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨を規定。なお、待遇が、同様の状況において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものかどうかを含む。）によって判断する旨を注釈に規定。

○待遇に関する最低基準（第9. 6条）

各締約国は、対象投資財産に対し、国際慣習法上の原則に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える旨を規定。

○武力紛争又は内乱の際の待遇（第9. 6条の2）

各締約国は、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、武力紛争等により自国の領域内の投資財産が被った損失に関して自国が採用し、又は維持する措置について、差別的でない待遇を与える旨を規定。

○収用及び補償（第9. 7条）

いずれの締約国も、公共の目的のためであること、差別的なものでないこと、迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴うものであること及び正当な法の手続に従って行われるものであることという条件を満たさない限り、対象投資財産を直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化を実施することはできないこと、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等を規定。

○移転（第9. 8条）

各締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域に向けた又は自国の領域から、対象投資財産に関連する全ての資金の移転であるものが自由に、かつ、遅滞することなく行われることを許可すること等を規定。

○特定措置の履行要求（第9. 9条）

いずれの締約国も、自国の領域における締約国の投資家又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に關し、現地調達、技術移転、特定技術の使用、ライセンス契約における特定の使用料等の採用等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等について規定。なお、本条の規定の一部については、締約国が生命又は健康の保護等のために必要な措置等を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない旨を規定されている。

○経営幹部及び取締役会（第9. 10条）

いずれの締約国も、対象投資財産である当該締約国の企業に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求することはできないこと等を規定。

○適合しない措置（第9. 11条）

第9. 4条（内国民待遇）、第9. 5条（最惠国待遇）、第9. 9条（特定措置の履行要求）及び第9. 10条（経営幹部及び取締役会）の規定は、各締約国が附属書I及び附属書IIの締約国の表に記載する措置等一定の措置については、適用しないこと、附属書Iの締約国の表に記載する措置の改正は、当該改正の直前における当該措置と第9. 4条、第9. 5条、第9. 9条及び第9. 10条との適合性の水準を低下させない場合に限ること等を規定。国別の概要は別添参照。

○代位（第9. 12条）

締約国又はその指定する機関等が自国の投資家に対し対象投資財産に関して損害の填補等に基づいて支払を行う場合に当該対象投資財産への投資がその領域内で行われた他の締約国が行う代位等の承認について規定。

○特別な手続及び情報の要求（第9. 13条）

第II. 4条（内国民待遇）のいかなる規定も、締約国が対象投資財産に関連して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないこと等を規定。

○利益の否認（第9. 14条）

締約国は、他の締約国の投資家であって当該他の締約国の企業であるものが非締約国の者又は当該締約国の者により所有され、又は支配されており、かつ、当該締約国以外の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていない場合には、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、本章の規定による利益を否認することができること等を規定。

○投資及び環境、健康その他の規制上の目的（第9. 15条）

本章のいかなる規定も、締約国が自国の領域内の投資活動が環境、健康その他の規制上の目的に配慮した方法で行われることを確保するために適当と認める措置（本章の規定に適合するものに限る。）を採用し、維持し、又は実施することを妨げるものと解してはならない旨を規定。

○企業の社会的責任（第9. 16条）

締約国は、自国の領域において活動する企業又は自国の管轄の下にある企業に対し、企業の社会的責任に関する国際的に認められた基準、指針及び原則であって、自国が承認したもの又は支持しているものを自発的に当該企業内の政策に取り入れるよう奨励することの重要性を再確認する旨を規定。

●第B節 投資家と国との間の紛争解決（ＩＳＤＳ）

○協議及び交渉（第9. 17条）

投資紛争が生ずる場合には、申立人及び被申立人は、まず、協議及び交渉を通じて、当該投資紛争を解決するよう努めること等を規定。

○請求の仲裁への付託（第9. 18条）

被申立人が書面による協議の要請を受領した日から六箇月以内に投資紛争が解決されなかった場合には、申立人は、被申立人が第A節の規定に基づく義務に違反したこと、投資の許可に違反したこと又は投資に関する合意に違反したこと及びその違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を申立人が被ったことから成る請求を仲裁に付託することができること等を規定。

○各締約国の仲裁への同意（第9. 19条）

各締約国は、本節の規定による仲裁への請求の付託に同意する旨を規定。

○各締約国の同意に関する条件及び制限（第9. 20条）

本節の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が、違反が発生したことを知った日等から三年六箇月が経過した場合には、行うことのできないこと等の各締約国の仲裁への同意に関する条件及び制限について規定。

○仲裁人の選定（第9. 21条）

仲裁人の選定手続について定める規定。

○仲裁の実施（第9. 22条）

仲裁廷は、請求が法律上の問題として第9. 28条の規定により申立人に有利な裁定を下すことができる請求でない旨の被申立人による異議について、先決問題として取り扱い、及び決定すること、被申立人が要請する場合には、紛争が当該仲裁廷の権限の範囲外である旨の異議等について、迅速に決定すること等を規定。

○仲裁手続の透明性（第9. 23条）

仲裁廷に提出される文書、裁定等を公に入手可能なものにすること、審理を公開すること等を規定。

○準拠法（第9. 24条）

仲裁の準拠法について規定。

○附属書の解釈（第9. 25条）

仲裁廷は、被申立人が違反があったとされる措置について附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに記載する適合しない措置の適用範囲内である旨を抗弁として主張する場合において、当該被申立人の要請があったときは、環太平洋パートナーシップ委員会にその事案についての解釈を要請すること等を規定。

○専門家による報告（第9. 26条）

仲裁手続における専門家による報告について規定。

○請求の併合（第9. 27条）

別個に仲裁に付託された複数の請求が併合される場合について規定。

○裁定（第9. 28条）

仲裁廷が下す裁定について規定。

○文書の送達（第9. 29条）

仲裁に関する文書の送達先について規定。

○収用に関する附属書

収用に関する第9. 7条の規定に関し、直接的な収用及び間接的な収用（締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。）について取り扱うものである旨、締約国による一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、当該行為の経済的な影響等を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする旨、並びに、公共の福祉に係る正当な目的を保護するために立案され、及び適用される締約国による無差別的な規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、間接的な収用を構成しない旨を規定。

○投資に関する合意に関する附属書（附属書9-L）

投資家が投資に関する合意の違反に係る請求を仲裁に付託することができない場合について規定。